

# 特別養護老人ホーム 重要事項説明書

(令和 6 年 8 月 1 日 現在)

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切な介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的として計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 特別養護老人ホームいずみ苑の概要

### (1) 施設の名称、所在地

施設名	特別養護老人ホーム いずみ苑
所在地	千葉県若葉区中田町1044-55
事業所番号	千葉県 1270400474
施設長名	海保省剛

### (2) 職員配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容
施設長	1	—	従業者の管理、業務の管理等
医師	—	1	入所者の健康管理、療養上の指導等
生活相談員	1	—	施設利用に関する連絡調整等
看護師	2以上	2以上	入所者の健康管理、療養上の看護等、個別機能訓練
介護職員	24以上	2以上	入所者の身辺介護、自立支援等
介護支援専門員	1	—	入所者の施設サービス計画の作成
栄養士	1	—	献立表の作成、給食にかかる業務等
事務員	2	—	庶務及び会計事務等
宿直員	—	2以上	夜間警備、救急時の対応等

### (3) 施設及び設備等の概要

定員	50名		静養室	1室
居室	4人部屋	14室 (1室36㎡)	医務室	1室
	2人部屋	6室 (1室18㎡)	食堂	1室
	個室	2室 (1室18㎡)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽・リフト浴槽・シャワー浴槽		談話コーナー	1室

## 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

- ①施設サービス計画の作成
- ②食事
- ③入浴
- ④介護
- ⑤機能訓練
- ⑥生活相談

### (2) その他のサービス

- ①理容、美容、訪問歯科
- ②年金等の手続きの代行
- ③特別な食事の提供
- ④レクリエーション
- ⑤その他
- ⑥健康管理

4. 利用料金(令和6年8月1日から適用)【基本料金・居住費・食費】: 1日あたり

区 分	従来型個室・多 床 室			
	基本料金	自己負担金 1 割	自己負担金 2 割	自己負担金 3 割
要介護 1	6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円
要介護 2	7,038 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護 3	7,817 円	782 円	1,564 円	2,346 円
要介護 4	8,565 円	857 円	1,714 円	2,571 円
要介護 5	9,302 円	930 円	1,860 円	2,790 円
居住費	1,231 円 (従来型個室)・915 円 (多床室)			
食 費	朝: 400 円 昼: 600 円 夕: 600 円 合計 1,600 円			

【加算料金】

- ①福祉施設初期加算: 32円/日 (入所日より30日間) ※入所後及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合。  
 ②日常生活継続支援加算 I: 38円/日 (全入所者) ③夜勤配置加算: 23円/日 (全入所者)  
 ④看護体制加算 I: 6円/日 (全入所者) ⑤認知症専門ケア加算 I: 3円/日 (全入所者)  
 ⑥協力医療機関連携加算: 107円/月 (全入所者) ⑦栄養マネジメント強化加算: 12円/日 (対象者のみ)  
 ⑧看取り介護加算: 利用によって料金に変更 (対象者のみ) ⑨安全対策体制加算: 21円 (入所時1回のみ)  
 ⑩介護職員等処遇改善加算 I: 14.0% 介護度・利用日数によって料金が変わります。(全入所者)  
**※令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が上記、介護職員等処遇改善加算 I に一本化されました。**  
 ⑪福祉施設外泊時費用: 263円/日 (入院及び外泊の場合に月6日限度)  
 ⑫療養食加算: 6円/1食 (対象者のみ) ※一定の条件下、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。  
 ⑬高齢者施設等感染対策向上加算 I: 10円/月 (全入所者) ⑭新興感染症等施設療養費: 256円/日 (対象時のみ)  
 ⑮退所時情報提供加算: 267円/回 (対象者のみ) ⑯褥瘡マネジメント加算: 3円/月 (全入所者)  
 ⑰口腔衛生管理加算: 96円/月 (全入所者) ⑱経口維持加算: 427円/月 (対象者のみ)  
 ⑲退所時栄養情報連携加算: 74円/回 (1月につき1回を限度とし対象時のみ)

- ◎【介護保険負担限度額認定申請書】を管轄行政窓口へ提出し、【介護保険負担限度額認定書】を交付された方は速やかに当事業所へ提出して下さい。対象者の方は「居住費」「食費」について【負担限度額認定証】に記載された金額を超えて当事業所が請求することはございません。  
 ◎低所得で生計が困難である方の負担軽減を図ることにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする社会福祉法人等による「利用者負担軽減制度」がありますので、対象と思われる方は管轄行政窓口へご相談下さい。

【その他自己負担となるもの】

- ①入所者が選定する特別な食事の費用: 実 費  
 ②理美容代: 1回1,500円  
 ③医療費・入院費 (泉中央病院および他病院受診時): 実 費  
 ④訪問歯科 (かずなか歯科): 実 費 ⑤薬剤費: 実 費  
**※医療費、薬剤費は、医療保険や公費に基づいた料金になります。**  
 ⑥電化製品持ち込み 1日: 100円  
**※電化製品 (テレビ、髭剃り等) は複数持ち込まれても1日料金は100円となります。**

- ⑦歯ブラシ代：実 費
- ⑧歯磨き粉代：実 費
- ⑨ポリデント代：実 費（義歯使用の方）
- ⑩ティッシュ1箱：100円
- ⑪衣料品類（普段着、バスタオル、フェイスタオル、毛布、タオルケット等）

引き落とし手数料（利用料を口座振替でお支払いの場合） 1回：55円

### 【支払方法】

施設は、当月の入所者負担金の請求に明細を付して、翌月の20日までに請求し、入所者は概ね15日以内に次の方法により支払います。お支払いの方法は、現金支払い、銀行振込、口座自動引き落としの3通り中からご契約の際にお選びいただけます。

口座自動引き落としの取り扱い金融機関は、千葉銀行のみとなります。

口座引き落としのお手続きは、預金口座振替依頼書への提出が必要になりますので預金先のお届出印、支店名、店番、預金種目、口座番号が分かる物をご用意ください。

## 5. 施設利用にあたってご留意頂く事項

### （1）入所に際してのお願い事項

- ・持ち物の全てに、縫い取りや油性マジックでお名前の記入をお願いします。
- ・持ち物の収納スペースに限りがありますので、衣類に関しては季節ごとの入れ替えをお願いします。
- ・「入所時にお持ち頂くもの」以外の持込みを希望される場合にはご相談下さい。
- ・住所、連絡先、代理人等に変更があった場合は速やかに届けていただき、緊急時の連絡が取れるようにお願いします。
- ・施設入所後も定期的な面会や外泊により入所者との交流をお願いします。

## 6. 施設設備環境に関して

### （1）居 室

- ・居室タイプは4人部屋が14室、2人部屋が6室、個室が2室です。  
長期入所50名と短期入所20名の計70名の収容が可能ですが、長期入所と短期入所は居室の使用が共用で随時入退所があります。  
居室の割り振りは男女別のほか入所者の方の心身の状態などを決めさせていただいてありますが、心身の状況の変化や人間関係などの理由で居室移動がある場合もございますのでご了承下さい。
- ・洗面台は各居室に1つございます。
- ・収納タンス1、床頭台1がそれぞれ個人使用となります。収納できる量を考慮して衣類などをご持参下さい。衣類は季節ごとの入れ替えをお願い致します。
- ・各ベッドにナースコールが設置されています。
- ・入所者の状況に応じてベッドサイドにポータブルトイレや移動用の手摺り等が設置される場合があります。

## (2) 食 堂

- ・食事時間は、朝食 8 : 0 0 より、昼食 1 2 : 0 0 より、夕食 1 7 : 0 0 よりです。食事やおやつの際には皆様食堂をご利用いただいております。また、面会などの場合も食堂やロビー等をご自由にご利用下さい。

## (3) 施設内の衛生管理

- ・職員等による毎日の清掃、定期的な水質検査・受水槽清掃・ゴキブリ駆除・バルサン燥蒸などを行っています。

## 7. 健康、医療に関して

### ①健康管理

- ・日常の健康管理は嘱託医の指示のもと看護職員が行っています。
- ・毎週木曜日午後に協力病院（泉中央病院）の嘱託医の回診があります。（月 4 回）
- ・年に 1 回、健康診断を行っています。また、集団感染防止のためインフルエンザ等の予防接種を行っています。

### ②投 薬

- ・薬の管理は原則として医務室で看護職員が行い、日々の服薬管理も行っています。
- ・施設入所後は、主に嘱託医の指示による処方薬となります。
- ・処方された薬は週に 1 回院外薬局より届けられます。  
※市販の薬等を持参された場合も必ず職員へお知らせ下さい。

### ③病院外来受診

- ・嘱託医の指示、看護職員の判断により「泉中央病院」へ外来受診します。他の医療機関を受診する場合がありますが、必要に応じて代理人に付き添いをお願いします。
- ・入所者や代理人の希望する病院の通院は原則として代理人にて送迎をお願いします。

### ④入 院

- ・外来受診の結果、医師の指示により入院となる場合があります。
- ・入院の場合は、病院への誓約書等の提出をお願いします。
- ・入院の場合の取扱いにつきましては、別途ご相談下さい。

### ⑤急変時

- ・入所者の皆様は、様々な慢性疾患を抱えていると同時に突発的、急変の疾患（心臓発作、脳血管疾患等）の発生も予想されます。緊急時は生命を優先し早急に医療機関へ受診します。  
緊急時の連絡は、担当看護師等が「緊急連絡表」に基づき、ご連絡いたします。

### ⑥入院時の必要経費

- ・入院した場合、入院費等についての支払いが生じます。疾患の状況や処置の内容により異なりますが、概算で 1 ヶ月あたりの入院に必要な経費は約 1 4 0, 0 0 0 円 ~ 1 5 0, 0 0 0 円です。

## ⑦保険証類の提示

- ・ご利用に際し、公的保険（介護保険、医療保険等）制度を踏まえております。個々に保険者証の有効期限が設けられていますので新しい保険者証が届きましたら施設へのご提示をお願い致します。  
（例：介護保険者証、介護保険負担割合証、医療保険者証等）

## 8. 苑内の活動に関して

### ①機能回復訓練

- ・毎日の離床、移動、食事動作、衣類の着替え等日常生活全てがリハビリとなります。また、職員の指導による体操や個別や集団のリハビリプログラム、各種クラブ活動を行っています。

### ②外 出

- ・入所者の皆様の社会性の維持のための施設行事や地域行事への参加、その他、地域との交流等積極的に外出の機会を設けています。

### ③施設行事

- ・年間を通じて季節や生活習慣に応じた各種行事、毎月の誕生会などを予定しています。代理人へのご案内を差し上げますので積極的にご参加下さい。

## 9. 代理人等の来苑に関して

### ①面 会

- ・面会時間は午前9時から午後6時までとなっています。事務室カウンターに面会簿がありますので記入願います。
- ・新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、自治体及び主治医と相談し、感染防止策を講じた上で実施させていただきます。
- ・感染防止のため風邪等を引いておられる場合は面会をご遠慮下さい。また、小さなお子様をお連れの場合は、入所者との接触事故にご注意下さい。
- ・面会時、食べ物等の持ち込みは可能ですが、その時々の入所者の身体状況がありますので、看護、介護職員へお声掛けをお願いします。また、食べ物は一度に食べきれぬ量とし、傷みやすいものは置いていかないようお願いします。
- ・入所者の中には食べ物の制限のある方もおります。他の入所者への食べ物の差し入れはご遠慮願います。
- ・入所者の心身状況により来苑や宿泊をお願いする場合もございます。

### ②外 出

- ・外泊や外出は防犯上、午前9時から午後6時までとなっています。「外出届・外泊届」をご記入のうえ提出下さい。  
別途、急用で時間外となる際は事前にご相談ください。

## 10. 居宅サービスに関して

### ① ショートステイ（短期入所）事業

- ・介護者の病気など一時的に家庭での介護が困難となった方にご利用頂くベッドが20床あります。また、それ以上の方の入所の場合もあり一時的に入院による空きベッドを利用する場合があります。

## 11. 施設への来苑者に関して

- ・施設を地域の財産と位置づけ、入所希望の方や各地域の民生委員及び自治会単位等年間を通じ個人や団体など様々な方が見学等で来苑されます。
- ・福祉、介護福祉士養成校や訪問介護員養成の実習や研修、また、ボランティアの育成なども行っています。※プライバシーや個人情報保護に充分配慮しています。

## 12. 防災体制に関して

- ・緊急場面を想定した防災訓練、避難誘導訓練を年に2回実施し、非常時の行動や防災意識の向上に努めています。
- ・防災設備としてスプリンクラー、非常通報装置、屋内散水栓、火災受信機、非常用放送設備、防災扉など災害の未然防止、被害を最小限にする設備があります。

## 13. その他

- ・当苑の施設の特徴として特別養護老人ホームに関しては1Fにて「寝たきり」「虚弱」「認知症」の方など様々な入所者が同一の生活空間を共有しています。そのため認知症の方の「生命の安全の確保」を最優先し、出入り口に関しては暗証番号式の「電子錠」となっており若干生活空間に制限があります。高齢者の生活の場においてとすると閉鎖的な印象を与えかねませんが、「生命の安全の確保」を最優先に行うことをご理解下さい。また、集団生活であるがゆえ様々な制約がありますが、同時に共同生活の利点を活かし、他の入所者や職員から様々な刺激を受けたり規則正しい生活が出来ること、施設において各種余暇活動への参加による人間性や社会性の維持など集団の持つ特性を活かした活動を行っていきたいと思っています。

## 14. 特別養護老人ホームいずみ苑における看取りについて

### (1) 看取り体制

- ①看取り介護の基本理念を明確にし、入所者または代理人に対し生前意思（リビングウイール）の確認を行います。

②看取り介護においては、医師による診断（医学的な回復が無いと判断した時）がなされたときに、看取り介護の開始とします。

③看取り介護の実施にあたり入所者又は代理人に対し、医師又は協力病院から十分な説明を行い、入所者又は代理人からの同意を得ます。（インフォームドコンセント）

④看取り介護においてはそのケアに関わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、介護職員等従事するものが協働し、看取り介護に関する計画を作成します。原則、1週間以内に入所者と代理人への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。また、必要に応じ適宜、計画内容を見直し変更を行います。

## （2）看取り介護の具体的な実施内容

①看取り時介護にあたっては他職種と協力し、入所者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うと共に入所者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努めます。

②入所者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他入所者、代理人のご希望に沿うように努めます。

### ③苦痛の緩和

- ・入所者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助及び疼痛緩和等の処置を適切に行います。（医師の指示による緩和ケア又は、日常的ケアによる緩和ケアの実施）

- ・身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛けによるコミュニケーションの対応に努めます。

- ・変化していく身体状況や介護内容については、定期的に医師からの説明を行い、代理人の意向に沿った適切な対応を行います。

継続的な代理人の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡等）あるいは入所者、代理人から求められた場合における宗教的な関わりと援助を行い、カンファレンスごとに適時の状態説明を通じ代理人の意向を確認します。

## （3）看取りに関する職員教育

- ・看取り介護を行うにあたり、死生観教育と理解の確立を図っています。

## 1 5. 高齢者虐待防止のための措置

- ・入所者の人権擁護、虐待の防止の為に、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- ・施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 16. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- ・電話 043-228-5900 午前9:00～午後6:00  
 (苦情解決責任者) 施設長 海保省剛  
 (苦情受付担当者) 生活相談員 山岸卓弘

※ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

- ・第三者委員 元民生委員 野口 貞子 電話 043-228-0126  
 元民生委員 伊藤 文彦 電話 043-228-3534

※当施設では、第三者評価は実施しておりません。

### 「外部の苦情及び各種相談窓口」

機 関 名	連 絡 先 等
千葉県役所保健福祉局 千葉県介護保険事業課	(所在地) 千葉市中央区千葉港1番1号 (電話) 043-245-5062 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時
千葉県国民健康保険団体連合会	(所在地) 千葉市稲毛区天台6-4-3 (電話) 043-254-7428 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時
千葉県運営適正化委員会	(所在地) 千葉市中央区千葉港4-5 (電話) 043-246-0294 (受付時間) 平日 午前9時から午後5時

## 16. 損害賠償について

- ・当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 17. 協力医療機関

下記の医療機関や歯科診療所に協力を頂き、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### 【協力医療・歯科機関】

名 称	泉中央病院	かずなか歯科クリニック
住 所	千葉市若葉区高根町964-42	稲毛区山王町346-2
電 話	043-228-4131	043-424-3023



特別養護老人ホーム入所にあたり、入所者に対して契約書及び本書面にもとづいて重要な事項を説明し同意しました。

令和 年 月 日

施設

《施設名》 特別養護老人ホーム いずみ苑

《住所》 千葉市若葉区中田町1044-55

《代表者名》 施設長 海保省剛 印

《説明者》 生活相談員 山岸卓弘 印

私は、契約書及び本書面により、施設から特別養護老人ホームについての重要事項の説明を受け、同意しました。

入所者（契約者）

〔住所〕 .....

〔氏名〕 ..... 印

代理人

〔住所〕 .....

〔氏名〕 ..... 印

〔続柄〕 .....

# 個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり「社会福祉法人 泉寿会」が入所者および契約者、代理人の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

## 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

## 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 入所者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 入所者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催するため
- (6) 入所者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (8) 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のため
- (9) 施設等において行われる学生等の実習への協力
- (10) 居室入り口及び室内における氏名の掲示並びに広報紙・ホームページ・SNSにおける写真・動画の掲載のため
- (11) その他サービス提供で必要な場合
- (12) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

## 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、入所者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

「入所者（契約者）」氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

「代理人」氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

続 柄（入所者との関係） \_\_\_\_\_